

労働安全衛生規則の一部を改正する省令案（概要）

1. 根拠法令

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第27条第1項、第36条及び第59条第3項

2. 改正の内容

(1) 特別教育の追加

事業者は、労働者を足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務に就かせるときは、当該業務に関する安全のための特別の教育を行わなければならないこととする。

(※) 特別の教育の内容については、安全衛生特別教育規程（昭和47年労働省告示第92号）の一部を改正して追加する予定であり、別途意見募集を実施する予定。

(2) 作業床に係る墜落防止措置の強化

① 足場における高さ2m以上の作業場所に設けられる作業床について、現在は、幅は40cm以上とし、床材間のすき間は3cm以下とされているところ、新たな要件として、床材と建地とのすき間は12cm未満とすることを追加する。

② 墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所に設けることとされている墜落防止設備(※)について、現在は、作業の性質上これらの設備を設けることが著しく困難な場合や作業の必要上臨時にこれらの設備を取り外す場合において、一定の要件を満たしたときは、これらの設備を設けないことや取り外すことができることとされているところ、その要件として、当該箇所への関係労働者以外の者の立入りを禁止することを追加する。

(※) わく組足場にあつては下記のイ又はロ、それ以外の足場にあつては下記のハに掲げる設備。

イ 交さ筋かい及び高さ15cm以上40cm以下のさん若しくは高さ15cm以上の幅木又はこれらと同等以上の機能を有する設備

ロ 手すりわく

ハ 高さ85cm以上の手すり又はこれと同等以上の機能を有する設備及び中さん等

③ 上記②の作業の必要上臨時に墜落防止設備を取り外したときは、当該作業が終了した後、直ちに取り外した設備を元の状態に戻さなければならないことを追加する。

④ 上記②、③については、架設通路及び作業構台についても同様の改正を行うとともに、労働者は安全帯の使用を命じられたときに使用しなければならないことを追加する。

また、架設通路については、作業の必要上臨時に手すり等又は中さん等を取り外す場合において、安全帯取付け設備等の設置及び安全帯の使用又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずることを要件として追加する。

(3) 足場の組立て等の作業に係る墜落防止措置の強化

- ① 現在、つり足場、張出し足場又は高さが5m以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業について、事業者は、墜落防止措置等(※)を講じなければならないとされているところ、その対象を高さ5m未満の構造の足場まで拡大する。ただし、下記ホの措置については、物体の落下による労働者の危険のおそれがないときは、この限りでないこととする。

(※) 事業者が講じなければならない墜落防止措置等

- イ 組立て等の時期等を作業に従事する労働者に周知させること
 - ロ 組立て等の作業を行う区域内の関係労働者以外の労働者の立入りを禁止すること
 - ハ 悪天候のため、作業の実施について危険が予想されるときは、作業を禁止すること
 - ニ 足場材の緊結等の作業にあつては、労働者の墜落による危険を防止するための措置を講ずること
 - ホ 材料等を上げ、又はおろすときは、つり網等を労働者に使用させること
- ② 足場の組立て、解体又は変更の作業を行う場合において、足場材の緊結、取り外し、受渡し等の作業を行うときは、原則として、次の措置を講ずることとする。
- イ 幅40cm以上の作業床を設けること。
 - ロ 安全帯取付け設備等の設置及び安全帯を使用させる措置を講ずること。
- ③ 労働者に安全帯を使用させるときは、安全帯及び安全帯取付け設備等の異常の有無について、随時点検することを追加する。

(4) 鋼管足場に係る規定の見直し

規格に適合する鋼管足場のうち単管足場について、建地の最高部から測って31mを超える部分の建地は鋼管を2本することとされているところ、一定の基準に従いその強度が十分なものについては、この限りではないこととする。

(5) 注文者の点検義務の強化

注文者が請負人の労働者に足場を使用させる場合であつて、足場の組立て、一部解体又は変更の後においては、足場における作業を開始する前に、当該足場の状態等について点検を行わなければならないこととする。

また、作業構台についても同様の措置を追加する。

(6) その他所要の改正を行う。

3. 施行日

平成27年7月1日(予定)